

平成 29 年 9 月 1 日から

全美連（全日本美容業生活衛生同業組合連合会）

美容所賠償責任補償制度「訪問美容」について

訪問美容の補償範囲

- 訪問美容を行う際、美容業務における不注意でお客様にケガをさせたり、お客様の衣服を汚したり、預かり品をこわしたりした場合、対象となります。
- 顧客の送迎中の自動車事故、政令及び都道府県等条例で定められていない訪問美容による事故は対象外です。

訪問美容で対象となる事故、対象とならない事故について

対象

- 施術中にハサミでお客様にケガをさせた。
- 施術中にお客様の体を動かした際に、不注意によりケガをさせた。
- 施術のため、車イスのお客様を移動中に不注意でケガをさせた。
- 薬液の使用を誤り、お客様の身体に損傷を与えた。
- 施術中に、薬液等でお客様の衣服を汚した。
- 施術の補助者（家族・ヘルパー等の付添人等）の衣服を汚した。
- 施術する社会福祉施設等やお客様の居宅の床を薬液等で汚した。
- 施術のため、一時的に預かったお客様のメガネを破損させた。

対象外

×顧客の送迎時の事故

（例）自動車でお客様を店舗に送迎中、交通事故を起こしてケガをさせた。

※自動車保険でのお支払い対象のため。

（例）お客様を送迎車に乗せる際、不注意で転倒させ、ケガをさせた。

×婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合

×政令および都道府県等条例で定められていない美容所以外での美容業務による事故

など